特 定 開 発 行 為 計 画 説 明 書

１　対策工事等の計画の方針

　(1) 特定開発行為の目的

　(2) 対策工事の方法

　(3) 対策工事の設計に関し特に留意した事項

２　急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地の現況

　(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象

イ　土石流　　　ロ　急傾斜地の崩壊　　　ハ　地すべり

　(2) 区域区分

イ　砂防指定地　　　ロ　急傾斜地崩壊危険区域　　　ハ　地すべり防止区域

ニ　保安林　　　ホ　その他

　(3) 土地の概要

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 宅　　地 | 農　　地 | 山　　林 | 公共施設用地 | その他 | 計 |
| 面積(㎡) |  |  |  |  |  |  |
| 比率(％) |  |  |  |  |  | 100 |

　(4) 既存砂防施設等の状況

３　開発区域内の土地の現況

　(1) 区域区分

　　イ　市街化区域　　　ロ　市街化調整区域

　　ハ　イ及びロ以外の都市計画区域　　　ニ　その他

　(2) 地域地区

イ　用途地域

ロ　その他の地域地区

　(3) 土地の概要

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 宅　　地 | 農　　地 | 山　　林 | 公共施設用地 | その他 | 計 |
| 面積(㎡) |  |  |  |  |  |  |
| 比率(％) |  |  |  |  |  | 100 |

４　土地利用計画

　(1) 計画の概要（土砂災害特別警戒区域内）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 建　　　 築 　　　物 | | 公共施設  用　　地 | 公益的施設  用　　　地 | その他 | 計 |
| 制限用途 | 制限用途  以　　外 |
| 面積(㎡) |  |  |  |  |  |  |
| 比率(％) |  |  |  |  |  | 100 |

　(2) 予定建築物の用途（　　　　　　　　　　　　　　　）

備考

１　この計画説明書は，開発地域（開発区域を工区に分けたときは，開発区域及び各工区）について作成すること。

２　この計画説明書において用いられる用語の定義は，次のとおりとする。

　(1) 「砂防指定地」とは，砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地をいう。

　(2) 「急傾斜地崩壊危険区域」とは，急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された区域をいう。

　(3) 「地すべり防止区域」とは，地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定された区域をいう。

　(4) 「保安林」とは，森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項若しくは第2項又は第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された森林をいう。

　(5) 「公共施設用地」とは，都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第14項に規定する公共施設が所在する土地をいう。

　(6) 「都市計画区域」とは，都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域をいう。

　(7) 「市街化区域」とは，都市計画法第7条第2項に規定する区域をいう。

　(8) 「市街化調整区域」とは，都市計画法第7条第3項に規定する区域をいう。

　(9) 「地域地区」とは，都市計画法第4条第3項に規定する地域地区をいう。

　(10)「用途地域」とは，都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域をいう。

　(11)「公益的施設用地」とは，運輸，郵便，電信，電話，水道，電気又はガスの供給，医療，公衆衛生等の公衆の日常生活に欠くことのできない事業の用に供する施設が所在する土地をいう